



3)～5)【略】

○サービス員、サービスカー【略】

○競技のタイムスケジュール【略】

※【略】

※2日開催の場合、公式受付A(参加確認受付)および公式車両検査Aを原則とする。但し、第9条車両変更申請は公式受付B(参加確認受付)終了までとする。

○その他の事項

1)～4)【略】

5)再ブリーフィング料:

○諸施設の見取り図【略】

## 第2章 競技参加に関する基準規則

### 第2条 参加車両

1)【略】

2)

【略】

(1)～(3)【略】

(4)PN部門に参加する車両のタイヤについては、2021年以降、本項について変更を行う場合がある。

3)全日本ダートトライアル選手権におけるN部門に参加する4輪駆動車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第4章スピードN車両規定第4条4.2)の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量(同一車両型式)に50kg増量された値とする。」は適用しない。

(1)～(3)【略】

### 第3条【略】

### 第4条 参加者および競技運転者(ドライバー)

1)参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、JAF発給競技運転者許可証を所持する競技運転者は参加者を兼ねることができる。

3)～5)【略】

○サービス員、サービスカー【略】

○競技のタイムスケジュール【略】

※【略】

※2日開催の場合、公式受付A(参加確認受付)および公式車両検査Aを原則とする。但し、第9条車両変更申請は公式受付B(参加確認受付)を最終とする。

○その他の事項

1)～4)【略】

○諸施設の見取り図【略】

## 第2章 競技参加に関する基準規則

### 第2条 参加車両

1)【略】

2)

【略】

(1)～(3)【略】

3)全日本ダートトライアル選手権におけるN部門クラス2に参加する車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第4章スピードN車両規定第4条4.2)の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量(同一車両型式)に50kg増量された値とする。」は適用しない。

(1)～(3)【略】

### 第3条【略】

### 第4条 参加者および競技運転者(ドライバー)

1)参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。

2)～3)【略】

**第5条【略】**

**第6条 同一競技会の参加制限**

1)【略】

2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。

**第7条 参加申込方法および参加受理**

1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。  
参加料は現金書留の他振り込み等も認められる。詳細は特別規則にて示す。

2)～6)【略】

**第8条～第9条【略】**

**第10条 車両検査**

1)～7)【略】

8) 競技会技術委員長は、PN部門、N部門、SA・SAX部門各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。

9)～13)【略】

**第3章 競技に関する基準規則**

**第11条～第15条【略】**

**第16条 一般安全規定**

1) スピードN車両部門、スピードSA・SAX車両部門、スピードSC車両部門およびスピードD車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。

スピードPN車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。

2)～3)【略】

2)～3)【略】

**第5条【略】**

**第6条 同一競技会の参加制限**

1)【略】

2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り認められる。

**第7条 参加申込方法および参加受理**

1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。  
参加料は現金書留の他振り込み等も認められる。

2)～6)【略】

**第8条～第9条【略】**

**第10条 車両検査**

1)～7)【略】

8) 競技会技術委員長は、PN部門、N部門、SA部門各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。

9)～13)【略】

**第3章 競技に関する基準規則**

**第11条～第15条【略】**

**第16条 一般安全規定**

1) スピードN車両部門、スピードSA車両部門、スピードSC車両部門およびスピードD車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。

スピードPN車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。

2)～3)【略】

4) 【略】

なお、FIA国際競技規則付則J項第253条11.2に示すネットを使用することも可能とする。

5) 競技コース以外の会場内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。

6) ~9) 【略】

#### 第17条 タイヤ

スピードPN車両部門、スピードN車両部門、スピードSA・SAX車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両のタイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技:

(1) ~ (3) 【略】

なお、2021年以降本項について変更を行う場合がある。

2) ダートトライアル競技:

(1) ~ (4) 【略】

#### 第18条 競技運転者の装備

1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。

2) 【略】

#### 第19条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則細則「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。

【略】

#### 第20条~第22条 【略】

#### 第23条 競技上のペナルティー

1) ~8) 【略】

4) 【略】

5) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。

6) ~9) 【略】

#### 第17条 タイヤ

スピードPN車両部門、スピードN車両部門、スピードSA車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両のタイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温することは禁止される。

1) ジムカーナ競技:

(1) ~ (3) 【略】

2) ダートトライアル競技:

(1) ~ (4) 【略】

#### 第18条 競技運転者の装備

1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。

2) 【略】

#### 第19条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。

【略】

#### 第20条~第22条 【略】

#### 第23条 競技上のペナルティー

1) ~8) 【略】

9) ドライバーズブリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合1万円とする。

<p>9) ~ 10) 【略】 第24条【略】</p> <p style="text-align: center;">第4章～第7章【略】</p> <p style="text-align: center;">第8章 本統一規則の解釈および施行</p> <p>第31条～第32条【略】 第33条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 【略】</li> <li>2) 本統一規則に記載されていない事項については、J A F国内競技規則とその細則、およびF I A国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。</li> <li>3) 【略】</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>10) ~ 11) 【略】 第24条【略】</p> <p style="text-align: center;">第4章～第7章【略】</p> <p style="text-align: center;">第8章 本統一規則の解釈および施行</p> <p>第31条～第32条【略】 第33条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 【略】</li> <li>2) 本統一規則に記載されていない事項については、J A F国内競技規則とその付則、およびF I A国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。</li> <li>3) 【略】</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--